

令和 7 年 度

上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金のご案内

旧耐震基準の老朽化した空き家や不良住宅を除却される場合、対象となる工事費用の一部を市で補助いたしますので、内容をお読みいただき、お申し込みください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが担当までご連絡ください。

受付期間

○事前相談・交付申請

令和 7 年 4 月 2 8 日から 1 2 月 2 6 日まで

※受付期間内であっても、予算額に達し次第、受付を終了します。

- ・郵送の場合は期限内必着。
- ・工事完了後、老朽化空き家は令和 8 年 2 月 2 7 日（金）、不良住宅は令和 8 年 1 月 3 0 日（金）までに実績報告書を提出できる方のみが対象となります。

【申し込み・問い合わせ先】

上尾市役所 交通防犯課

上尾市本町三丁目 1 番 1 号（庁舎 4 階）

電話 048-775-5138（直通）

<対象要件>

※詳細やご不明点等はお問い合わせください。

●対象空き家

- ・概ね 1 年以上使用されていない建築物。
- ・上尾市内に所在する、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建て住宅、兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅（所有者が個人のものに限る）。
- ・兼用住宅の場合は、延べ床面積の 2 分の 1 以上が住宅部分であること。
- ・共同住宅は木造のみ対象とする。
- ・長屋住宅及び共同住宅（以下、「長屋住宅等」という。）の場合は、1 棟全てが空室となっており、かつ、各戸が同時期に除却されるもの。
- ・現に公共事業等の補償の対象となっていないもの。
- ・国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないもの。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 条）第 14 条第 2 項の規定による勧告を受けていないもの。

※一度の交付申請における対象空き家は一戸（長屋住宅等にあっては一棟）を上限とします。

●対象者

- ・空き家の所有権、その他対象空き家の除却を行うことができる権利を持つ方（二親等以内の親族を含む）。
- ・地方税の滞納がない方。
- ・申請年度を含む過去 6 年度の間、この補助金の交付を受けていない方。
- ・暴力団員でない方。または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がない方。
- ・事例として紹介されることについて了承いただける方。
- ・空き家除却後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理できる方。

●対象工事

- ・ 交付決定を受けた後に着手する工事。
- ・ 対象者が発注する、空き家を除却（解体、撤去及び処分）する工事。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの業種の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく県知事による登録を受けた事業者が行う工事。
- ・ 工事が終わった日から 30 日を経過した日、又は老朽化空き家は令和 8 年 2 月 27 日（金）、不良住宅は令和 8 年 1 月 30 日（金）のいずれか早い日までに実績報告を終えられるもの。

※交付の対象とならないもの

- ⇒対象空き家の一部を解体する工事。
- ⇒舗装、浄化槽等の地下埋設物等を解体する工事。
- ⇒立木の伐採及び家財道具、機械、車両、地下埋設物（浄化槽等の設備を含む。）等の移転又は処分。

●対象費用

- ・ 対象工事に要する費用。

※ただし、当該費用の床面積 1 m²あたりの金額が、33,000 円を超える場合には、33,000 円に対象空き家の床面積を乗じた額。

●補助金額

- ・ 対象費用の 2 分の 1（上限は 30 万円。千円未満は切り捨て）。

※ただし、市による調査で、対象空き家が「不良住宅」と判定された場合は、対象費用の 5 分の 4（上限は 50 万円）。

<手続き>

●事前相談

- ・必須ではありませんが、対象要件や必要書類等をご確認いただけます。
 - ・交付申請前に不良住宅判定の調査の依頼が可能です。交付決定までの期間を短縮されたい場合にご利用ください。
- ⇒依頼される場合は次の書類を提出してください。なお、書類は返却しません。

上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金事前調査依頼書（第4号様式）

●交付申請

- ・申請される場合は次の書類を提出してください。なお、書類は返却しません。

※交付は先着順です。郵送でも受け付けますが、到着した日の最終受付扱いとなりますのでご注意ください。

【提出が必須のもの】

- ①上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金交付申請書（第1号様式）
- ②建物登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。未登記の場合を除く。）
- ③同意書兼誓約書（第2号様式）
- ④地方税に未納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑤工事業者の許可証
- ⑥工事の見積書の写し
- ⑦着工前の現場写真
- ⑧1年以上居住及び使用していないことがわかるもの

⇒市で把握することができる場合（水道を閉栓している、空き家に住所をおいている者が存在しない等）には、市で調査を行いますので提出不要です。そうでない場合には、確認可能な書類を提出してください（水道の使用量がわかる書類は添付書類として認めていません）。

【必要に応じて提出いただくもの】

- ⑨名寄帳の写し（未登記の場合、又は申請者が②に記載された所有者でない場合）
- ⑩戸籍謄本の写し（所有者等が死亡している場合又は申請者が所有者等と異なる場合）
- ⑪相続関係説明図（所有者等が死亡している場合）
- ⑫紛争等が生じた場合の誓約書（第3号様式）（③において、同意を取れない者がいる場合）

※上記書類が提出されない場合、受付できません。なお、上記以外の書類提出を求める場合があります。

●工事内容の変更・中止に係る申請・届け出

- ・交付決定を受けた後に工事内容を変更又は中止する場合は、次の書類を提出してください。
なお、軽微な変更であって、除却の目的及び補助金の額に変更がないものであれば書類の提出は不要ですが、変更内容を交通防犯課へ連絡し、確認を取ってください。

【変更】

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金工事内容変更承認申請書（第 6 号様式）

【中止】

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金交付申請取下届（第 8 号様式）

●着手届

- ・補助金の交付決定通知を受け取ったら、受け取った日から 60 日以内に工事に着手してください。着手後は直ちに次の書類を提出してください。

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助対象工事着手届（第 9 号様式）
- ・工事請負契約書（印紙を貼り付けたもの）の写し又はこれに代わるもの

●実績報告

- ・対象工事が完了したときは、完了日から起算して 30 日を経過した日又は老朽化空き家は令和 8 年 2 月 2 7 日（金）、不良住宅は令和 8 年 1 月 3 0 日（金）のいずれか早い日まで、次の書類を提出してください。

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助対象工事实績報告書（第 10 号様式）
- ・対象工事の領収書（印紙を貼り付けたもの）の写し又はこれに代わるもの
- ・対象工事に要した費用の内訳がわかる書類
- ・対象工事完了後の現場写真

※報告期限について、天候の悪化等やむを得ない事情がある場合を除き、期限は延長しません。報告が遅れた場合、交付決定は取消しとなりますので注意してください。

●補助金の請求

- ・補助金の確定通知を受けた後に、次の書類を提出してください。

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金請求書（第 12 号様式）

<事前相談から補助金の受け取りまで>

